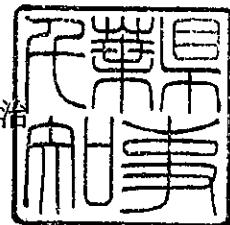




環 第 9 4 4 号
平成 30 年 3 月 26 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県知事 鈴木 栄治



一般国道 464 号北千葉道路（市川市～船橋市）に係る
計画段階環境配慮書に対する意見について（通知）

平成 30 年 1 月 16 日付けで送付のあった標記配慮書に対する意見について、
「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び
評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための
措置に関する指針等を定める省令」（平成 10 年 6 月 12 日建設省令第 10 号）
第 14 条第 2 項の規定により、別添のとおり通知します。

一般国道464号北千葉道路（市川市～船橋市）に係る
計画段階環境配慮書に対する意見

本事業は、市川市と成田市を結ぶ延長約43kmの幹線道路として計画されている北千葉道路のうち、市川市から船橋市までの約15km区間にについて、自動車専用道路（4車線）と一般国道（4車線）を一体的に整備するものである。

ルート案については、昭和44年の都市計画決定区域を基本としたルート案以外は現実的ではないこととし、単一案が示されている。

事業実施想定区域及びその周辺は、概ね市街化されており、住宅、学校、福祉施設等への影響に配慮が必要な地域となっている。また、市街地に残る良好な自然環境、景観資源及び人と自然との触れ合いの活動の場への配慮も必要である。

さらに、現段階で示されている事業計画では、一部掘削構造（地下部）を採用することから、地下水の流動等への影響にも配慮が必要である。

については、これらの事業特性及び地域特性を踏まえ、地域環境に最大限配慮した適切な事業計画を作成し、当該事業による環境への負荷のより一層の回避又は低減を図るため、下記の事項について所要の措置を講ずる必要がある。

記

1 総括的事項

（1）環境影響評価の実施に当たっては、各活動要素及び環境要素に係る影響について改めて検討した上で環境影響評価項目を適切に選定すること。

「振動」及び「地下水の水質及び水位」については、配慮事項に選定されていないが、工事の実施や道路の供用による影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定すること。

また、方法書においては、環境影響評価の対象としなかった項目について、その理由を明らかにすること。

(2) 計画段階環境配慮書の手続きは、計画の立案段階において、環境の保全のために配慮すべき事項について検討を行う制度であり、道路事業では、位置等に関する複数案を適切に設定するものとされ、複数案を設定しない場合には理由を明らかにするものとされている。

しかし、本計画では、事前に検討が進められた上で单一のルート案が提示されていることから、单一案とした検討経緯や理由について、具体的に整理すること。

また、今後詳細な道路構造の検討に当たっては、可能な限り複数の案を検討することにより、環境の保全のため一層の配慮を行うこと。

(3) 配慮書では、本事業が、大気質、騒音、動物及び景観について、影響を与える可能性があるとしている。このため、今後詳細な事業計画の検討に当たっては、これらの影響の回避又は低減に配慮すること。

なお、動物への影響の検討に当たっては、その生息を支える植生や生態系を含めて配慮すること。

(4) 方法書以降の手続きにおいては、以下の事項について明らかにした上で、これを踏まえた調査、予測及び評価を行うこと。

- ・既に一部供用されている区間（鎌ヶ谷市から船橋市までの一般国道4車線）の交通量や環境等の状況
- ・今後供用が予定されている東京外かく環状道路等周辺道路の交通量や環境等の状況
- ・東京外かく環状道路や国道16号等周辺道路との接続部の道路構造

2 各論

(1) 大気環境（大気質、騒音及び振動）

- ① 本計画道路は、市街化された区域を通過することから、道路構造の検討に当たっては、大気質、騒音及び振動への影響を回避又は低減すること。
なお、騒音については、低減効果が認められる排水性舗装の採用等による対策を検討すること。
- ② 高架構造の検討に当たっては、超低周波音の発生の影響について検討するとともに、影響を回避又は低減すること。
- ③ 方法書以降の手続きにおいては、東京外かく環状道路等の周辺道路との接続部分の構造、周辺道路の交通量の増加及び交通流の変化、並びに将来の成田空港の拡大等を踏まえた本計画道路の交通需要を考慮して、適切に環境影響評価を行うこと。

- ④ PM2.5について、今後の予測技術の進展に応じた予測、評価の実施について検討すること。

(2) 水環境

東京外かく環状道路と接続する区間は、掘割構造（地下部）とすることなどから、道路構造の検討に当たっては、地下水の流動への影響について検討するとともに、影響を回避又は低減すること。

また、帶水層が遮断されることによる地下水位への影響を検討し、必要に応じ、対策についても検討すること。

(3) 動物、植物及び生態系

- ① 事業実施想定区域及びその周辺には、市街化が進んだ県北西部に残る貴重な自然が存在していることから、道路構造の検討に当たっては、自然環境への影響を回避又は低減すること。
- ② 市川市大町周辺は、湧水とそれに続く湿地帯が貴重な自然環境を形成していることから、今後詳細な事業計画の検討に当たっては、湧水への影響を回避又は低減すること。
- ③ 高架構造の検討に当たっては、鳥類の生息環境への影響について検討するとともに、影響を回避又は低減すること。

(4) 景観

事業実施想定区域及びその周辺には、「大町周辺の森」など主要な景観資源が存在していることから、道路の構造検討に当たっては、景観への影響を回避又は低減すること。

(5) 廃棄物等

建設工事に伴い発生する掘削土砂等について、発生量の抑制、再利用及び適正な処理等に配慮した計画とすること。

以上